## 船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

|             | 上                                |
|-------------|----------------------------------|
| インシデント種類    | 運航不能 (燃料供給不能)                    |
| 発生日時        | 令和5年7月16日 09時55分ごろ               |
| 発生場所        | 福井県高浜町今戸鼻東方沖                     |
|             | 神 廻埼灯台から真方位 0 9 5 ° 1 . 0 海里付近   |
|             | (概位 北緯35°33.1′ 東経135°31.3′)      |
| インシデントの概要   | プレジャーボート智は、漂泊中、船外機が始動できなくなり運航不   |
|             | 能となった。                           |
| インシデント調査の経過 | 令和5年9月4日、主管調査官(神戸事務所)を指名         |
|             | 原因関係者から意見聴取手続実施済                 |
| 事実情報        |                                  |
| 船種船名、総トン数   | プレジャーボート 智、総トン数なし(長さ2.80m)       |
| 船舶番号、船舶所有者等 | なし、個人所有                          |
|             | 第251-21740号(船舶検査済票の番号)           |
|             | ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力3. 6 kW、回転数毎分 |
|             | 5,000、1気筒、ボア55mm、使用燃料ガソリン、機関製造年  |
|             | 月不詳、平成10年4月進水                    |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、二級小型                          |
| 負傷者         | なし                               |
| 損傷          | なし                               |
| 気象・海象       | 気象:天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好         |
|             | 海象:海上 平穏                         |
| インシデントの経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停めて漂泊し釣りを行    |
|             | い、船長が釣り場を移動しようとして船外機を始動しようとしたが始  |
|             | 動しなかった。                          |
|             | 船長は、船外機のリコイルスターターのロープを何度も引いて始動   |
|             | を試みたが、始動しなかったので航行不能と判断し、118番通報し  |
|             | て救助を要請した。                        |
|             | 本船は、来援した巡視艇により、高浜町所在の砂浜の沖合へえい航   |
|             | され、その後、船長がオールで漕いで着岸した。           |
|             | 船長は、本インシデント後に船外機のキャブレターを清掃したとこ   |
|             | ろ、船外機が異常なく始動することを確認した。           |
|             | 船長は、令和5年5月に船外機を自身で点検した際、キャブレター   |
|             | を分解整備していたが、本インシデント後、もう少し綿密に清掃して  |
|             | おけばよかったと思った。                     |
|             | 船外機の取扱説明書によれば、キャブレターは運転時間100時間   |
|             | 又は6か月ごとに販売店に依頼して分解、清掃及び調整を行うことが  |
|             | 推奨されている。                         |

| 分析    | 本船は、船外機のキャブレター清掃が十分に行われていない中、漂  |
|-------|---------------------------------|
|       | 泊中、船長が船外機を始動しようとした際、キャブレターの汚れによ |
|       | り、燃料油が船外機に供給されなかったことから、船外機が始動でき |
|       | なくなり、運航不能となったものと考えられる。          |
| 原因    | 本インシデントは、本船が、船外機のキャブレター清掃が十分に行  |
|       | われていない中、漂泊中、船長が船外機を始動しようとした際、キャ |
|       | ブレターの汚れにより、燃料油が船外機に供給されなかったため、船 |
|       | 外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。  |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え  |
|       | られる。                            |
|       | ・船外機を搭載する小型船舶の船長は、船外機の取扱説明書に推奨  |
|       | された運転時間又は期間ごとに、機関整備業者、販売店の整備担   |
|       | 当者等によるキャブレターの清掃や調整を行うことが望ましい。   |